

【主な質問項目】

1. 家庭教育支援条例について

【質問本文】

1. 家庭教育支援条例について

■ 質問（しもづる）

無所属の下鶴隆央です。

質疑に当たり、まず、本条例案作成に携わった永田議員初め議員の皆様、そして、ヒアリング等、条例案作成過程において御協力いただいた関係各位の皆様にご心より敬意を表します。

その上で、条例はやはり実効性を伴ってこそ意味があると私は考えます。そこで以下、条例の効果並びに実効性を確保するための取り組み、体制について、三点質疑を行います。

まず一点目は、本条例の効果について伺います。

先ほど自民党酒匂議員の質疑並びに提案者の答弁によって、条例の特徴、特に各主体の責務、役割について明らかになったところでありますが、それでは、その結果として本条例によりどのような効果が期待されるのか、提案者に伺います。

次に二点目は、関係者の協力を得るための働きかけ、取り組みについて当局に伺います。

本条例案は、第四条で県の責務を定めるとともに、第五条で市町村との連携、第六条で保護者の役割、第七条で学校等の役割、第八条で地域住民・団体等の役割、第九条で事業者等の役割を定めるものであり、県だけでなく各関係者も家庭教育に対し役割を持つというものです。したがって、県が積極的に責務を果たすべく取り組むことはもちろん、各関係者にその役割を果たしていただくべく働きかけ並びに支援を行う必要があります。

そこで、本条例案が成立した場合において、市町村、保護者、学校、地域住民・団体、事業者の協力を得るためにどのような働きかけ、取り組みを行っていく予定なのか示してください。

三点目は、家庭教育支援施策の実施に係る体制について伺います。

家庭教育並びにその支援に当たっては、よりよい方法、そして、より本県に適合する方法を開発していく必要があります。この点、本条例案では、第十二条第一項で、親としての学び、第十三条第一項で、親になるための学びについて、それぞれ学習方法の開発及び普及を定めております。また、第十七条第一項では、科学的知見に基づく家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び県民への提供について定められています。これらは、家庭教育並びにその支援に当たって重要であり、確実な実行が求められるものであります。

そこで、当局に伺います。

同じく本条例案成立の場合、第十二条第一項及び第十三条第一項で定められている学習方法の開発・普及、そして、第十七条第一項で定められている科学的知見に基づく家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び県民への提供について、全体としてどのような体制、組織で臨むことを予定しているか示してください。

以上、質疑といたします。

□ 答弁（永田議員）

下鶴議員の御質疑にお答えいたします。

条例制定により期待される効果についてのお尋ねがございました。

今回の条例につきましては、保護者に対して、その子供の教育について第一義的責任を有するものとして、子供に愛情をもって接し、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めることや、みずからも親として成長していくよう努めることなどを求めています。一方で、県の責務のほか、関係者の役割等について定めております。

具体的には、学校等については、保護者及び地域活動団体との連携・協働により、子供の生活習慣の確立、自立心の育成、心身の調和のとれた発達について努めるものとしております。

また、地域住民は、家庭教育を行うのに良好な地域環境の整備に努めるとともに、地域における歴史、伝統、文化等に関する行事などを通じ、子供の健全な育成に努めるものとしております。

また、事業者は、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、その雇用する従業員に係る多様な労働条件の整備など、従業員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため、雇用環境の整備に努めるものとしております。

これにより、県の責務とあわせまして、関係者が連携し、協働して、家庭教育の支援に努めることで、子供の生活のために必要な習慣の確立並びに子供の自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与するものと考えております。

また、県は、保護者が、子供の発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識など、親として成長するために必要なことを学ぶ「親としての学び」や、子供が、家庭の役割、子育ての意義など、将来親になるために必要な知識を学ぶ「親になるための学び」を支援するための学習の方法の開発及びその普及を図るものとしており、これにより、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、その役割を認識することにつながっていくものと考えております。

□ 答弁（教育長）

関係者の協力を得るための働きかけについてでございます。

家庭教育につきましては、多くの部局、機関、団体等がかかわっております。また、その支援施策に関連する組織の主なものとしても、効果的な家庭教育支援のあり方等を検討する家庭教育推進委員会のほか、県の次世代育成支援対策行動計画の普及啓発及び推進や、少子化対策を協議する県次世代育成支援

対策協議会、そして、広く県民の総意を結集して、次の時代を担う青少年の健全な育成を図る県青少年育成県民会議などがございます。それぞれ保護者、地域活動団体、関係行政機関など幅広い構成員となっております。

条例制定後におきましては、これらの組織を所管する事務局等の連絡会議を定期的を開催するなど、関係者及び関係部局がより一層連携し、家庭教育支援に関する施策が総合的に推進できるように努めてまいりたいと考えております。

また、実施体制及び窓口についてでございますが、多くの部局が関係しておりますので、総合的な調整を行う窓口が必要になるものと考えております。その窓口については県教育委員会、具体的には社会教育課とし、関係する部局と連携して、お話がございました条例第十二条、第十三条及び第十七条にかかわる施策も含め、施策の総合的かつ計画的な推進が図られるように努めてまいりたいと考えております。

■ 質問（しもづる）

条例の効果並びに本条例案成立の際に、しっかりと対処、実施していく体制の見通しが立っていることが、今の答弁でわかりました。

本条例案がその効果を存分に発揮できるよう、そして空文化することのないよう、成立の際にはしっかりとした体制、組織で臨んでいただきたいということを改めて表明、要望し、質疑を終わります。